

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成30年3月28日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県立瀬戸つばき特別支援学校の設置、及び愛知県立春日台特別支援学校に病弱の児童生徒を対象とした学級を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

- (1) 愛知県立学校条例（昭和 39 年愛知県条例第 25 号）の一部改正に伴うもの。
- (2) あいち小児保健医療総合センターの心療科が、愛知県心身障害者コロニーへ移管することに伴い、愛知県立春日台特別支援学校に、病弱の児童生徒を対象とした学級を設置する。

2 改正内容

- (1) 新設特別支援学校を設置する。

① 名 称	愛知県立瀬戸つばき特別支援学校		
② 障害種別	知的障害		
③ 部 ・ 科	小学部	中学部	高等部
④ 学 科			普通科
⑤ 修業年限	6 年	3 年	3 年
⑥ 入学資格			学校教育法第 5 7 条に規定する者

- (2) 別表の愛知県立春日台特別支援学校の項に、病弱の児童生徒を対象とした小学部及び中学部の学級に係る規定を追加する。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

ただし、愛知県立瀬戸つばき特別支援学校の項を加える規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

(障害種別等)

第一条 各愛知県立特別支援学校（以下「学校」という。）の教育の対象とする障害種別、部及び科、学科、修業年限並びに入学資格は、別表のとおりとする。

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

新

旧

愛知県立春日台特別支援学校	知的障害				愛知県立瀬戸つばき特別支援学校			
	知的障害				知的障害			
	虚弱(身体を含む)	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部
	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
	三年	三年	三年	六年	二年 一年	三年	三年	六年
	学校教育法第五十七条に規定する者	学校教育法第五十七条に規定する者			満四歳児 満五歳児	学校教育法第五十七条に規定する者		

愛知県立春日台特別支援学校	知的障害				同上		
	知的障害				同上		
	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部
	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
	三年	三年	六年	二年 一年	三年	三年	六年
	学校教育法第五十七条に規定する者	学校教育法第五十七条に規定する者		満四歳児 満五歳児			

愛知県立春日井高等特別支援学校の項以下
略

同上